

岩手県環境審議会第4回環境基本計画策定特別部会 会議録

(開催日時) 令和2年6月22日(月) 10:00～12:00

(開催場所) エスポワールいわて 2階 大ホール

1 開会

2 議事

(1) 部会長の選出について

(2) 職務代理者の指名について

(3) 次期「岩手県環境基本計画」骨子(案)について

3 その他

4 閉会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、生田弘子委員、伊藤歩委員

笹尾俊明委員、渋谷晃太郎委員、鷹觜紅子委員

1. 開会

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長　ただいまから岩手県環境審議会第4回環境基本計画策定特別部会を開催いたします。本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

御出席いただいている委員の皆様は、委員総数8名のうち7名でございまして、過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第8条第4項の規定により準用する同条例第7条第2項の規定により会議が成立することを御報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会におきましては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

2. 議事

(1) 部会長の選出について

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長　それでは、早速議事に入らせていただきたいと思えます。

本来であれば、部会長が議長を務めるところでありますが、本日の部会は、委員改選後初の部会となりますので、部会長が選任されるまでの間、暫時、事務局で進行させていただきます。

審議会条例第8条第4項の規定により準用される同条例第3条第1項の規定により、部会長は委員の互選によることとされておりますが、どのような方法での選任がよろしいかお諮りいたします。

○渋谷晃太郎委員　事務局で案がありましたら、御説明願います。

○高橋環境生活企画室企画課長　それでは、事務局から案を御説明いたします。これまで、渋谷委員に部会長を務めていただいておりますが、渋谷委員が今般の委員改選に伴い、環境審議会の会長に選任されたことから、新たに、これまで当部会の部会長職務代理者を務めていただいております、笹尾委員に部会長に御就任いただくことについて、御提案いたします。

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長　ただいま、事務局から部会長に笹尾委員との

提案がありましたが、御意見等がございましたらお願いいたします。

「なし」の声

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 それでは、笹尾委員を部会長に選任することについて、皆様御異議はございませんでしょうか。

「異議なし」の声

○小島環境生活部副部長兼環境生活企画室長 異議なしとのことですので、部会長は笹尾委員にお願いします。

それでは、審議会条例第8条第4項の規定により準用される同条例第3条第2項の規定により、部会長は会議の議長となるとされておりますので、笹尾委員には部会長席にお移りいただき、以後の議事進行をお願いします。

○笹尾俊明部会長 御指名をいただきました笹尾でございます。大変恐縮ですけれども、謹んでお受けしたいと思います。誠心誠意部会長の職務を務めていきたいと思っておりますので、皆様には御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、座って失礼いたします。

(2) 部会長職務代理者の指名について

○笹尾俊明部会長 それでは早速ですが、議事の(2)「部会長職務代理者の指名について」を議題とします。

部会長職務代理者の指名につきましては、審議会条例第8条第4項の規定により準用される同条例第3条第3項の規定により部会長が指名することとなっておりますので、伊藤委員にお願いしたいと思います。伊藤委員よろしいでしょうか。

○伊藤歩委員 はい。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。

(3) 次期岩手県環境基本計画骨子（案）について

○笹尾俊明部会長 それでは今日のメインの議題になろうかと思えますけれども、次に移りたいと思えます。議事の(3)「次期岩手県環境基本計画骨子（案）について」ですけれども、資料が事前に御手元に送られていたかと思えますが、差し当たり、資料1から3の説明を先にしていただいて、資料4の指標の考え方につきましては、時間をおいて次の議題で議論したいと思えます。それでは、資料1から3について、事務局から説明をお願いします。

○高橋環境生活企画室企画課長 次期岩手県環境基本計画骨子（案）について、御説明いたします。

なお、委員の皆様には、事前に資料をお送りさせていただいておりますので、会議時間が限られている中で、委員の皆様にご議論・御意見をいただくため、私からは、個別の施策の説明は省略させていただき、骨子案の取りまとめに当たっての見直し内容や全体構成を中心に御説明させていただきます。

はじめに、本来であれば、4月下旬に本部会を開催させていただき、施策の方向をお示した上で、委員の皆様にご議論・御意見をいただく予定としていたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、文書により意見照会させていただいたところです。委員の皆様には、御多忙のところ、多数の御意見をいただき、ありがとうございました。いただいた御意見につきましては、A3の資料「委員からの意見一覧」として取りまとめさせていただきますが、今回の骨子（案）の作成に当たっては、右側の「区分」欄及び「対応」欄に記載のとおり、可能な限り反映させていただきましたので、御報告いたします。

それでは、右上に「議事(3)資料」と記載のある資料を御覧ください。こちらの資料の「1 骨子案の概要」により、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえた、前回までの部会審議からの変更点について御説明いたします。

まず、構成についてでございますが、いわて県民計画（2019～2028）に倣って、計画策定の趣旨や役割、期間等については、「はじめに」として整理するほか、後程御説明いたしますが、今回、施策の柱を横断的施策と分野別施策に分類することとしております。

ページ数につきましては、委員から、計画の分量を減らし、シンプルなつくりが望ましいとの御意見をいただき、これを踏まえて、第1章の総論については、資料1のとおり、「現状と課題」や「施策の基本的な方向」など、読み手に伝わりやすいようストーリー性を持った記載としております。

また、第2章及び第3章の各施策につきましても、資料2及び資料3のとおり、冒頭に「施策分野が目指す将来像」、「目指す姿を見据えた2030年度までの施策の達成状況を示す指標」、そして、現状や課題、施策の方向性等を「基本的な考え方」として1ページ程度にまとめて記載するなどし、ページ数の削減に努めたところです。

施策の柱につきましては、これまで「4つの横断的視点」と「6つの施策の柱」で構成することとしていたところですが、委員から、視点に対応する施策は施策体系に落とし込むべきとの御意見をいただき、4つの視点のうち、類似する「環境と経済の循環」及び「地域資源の活用」を「環境と地域経済の循環」としてまとめるとともに、視点としてではなく、「環境・経済・社会の一体的な向上に向けた横断的施策」として施策体系に落とし込み、従来の環境施策については、横断的施策との内容の調整を図りながら、5つの分野別施策として整理したところです。

基本目標等につきましては、これまで「多様で優れた環境と共生する持続可能ないわて」としていたところですが、新たに計画期間を超える長期目標として「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を掲げる方向で整理させていただきたく、脱炭素と持続可能性とを関連付け、計画全体の長期的目標、目指す将来像として、「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」と整理したところです。

以上の見直しを踏まえた骨子(案)の概要につきましては、A4横のカラーの資料を御覧ください。

左側の「はじめに」では、計画策定の趣旨、役割、期間を記載し、「第1章 総論」では、まず「1 現状と課題」において、はじめに、今回の環境基本計画のポイントとなります「環境・経済・社会の複合的課題」として、人口減少がもたらす環境への影響や、東日本大震災津波の経験を踏まえたエネルギー対策と防災の重要性、第4次産業革命と呼ばれる最先端技術の活用による環境課題の解決、そして、新型コロナウイルス感染症の環境課題への影響といった、環境施策を推進する上での経済・社会課題への対応の重要性について記載するとともに、以下、(2)気候変動、(3)資源循環、(4)自然環境・生物多様性、(5)環境リスク、(6)持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働では、それぞれの環境分野において、世界、国内、そして県内の現状と課題をまとめているところです。

これらの現状と課題を踏まえ、資料の中ほど上段になりますが、「2 今後の環境施策の展開の基本的な方向」として、3つの方向性を記載しております。「(1)環境・経済・社会の一体的な向上」、これは、国の第5次環境基本計画では、統合的向上としているところ

ですが、こちらでは、それを分かりやすく一体的な向上と言い換えさせていただいておりますが、環境・経済・社会の課題は密接に関係しており、環境施策を通じて経済社会課題も解決する横断的な取組が必要であること、「（２）環境を通じた『持続可能な開発目標』（SDGs）の達成」では、環境・経済・社会の一体的解決を目指すSDGsは、本計画が目指す方向と同じであり、環境的視点から、SDGsの達成を目指すこと、「（３）『温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ』を目指した取組の推進」では、気候変動対策は、環境問題、そしてSDGsを達成する上での最重要課題であり、この目標の達成により、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、持続可能な社会の実現すること、としております。

「3（１）本県の環境施策が目指す将来像」では、「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」を掲げ、多様で優れた環境を守り、地域資源として活用しながら、環境保全と暮らしを両立させ、気候変動による甚大なリスクを回避・軽減するため、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロをとすることを目指し、多様な主体によるパートナーシップのもと、環境・経済・社会の一体的な向上に向けた取組を実践し、行動することとしております。

こうした本県が目指す将来像は、国の第5次環境基本計画で掲げられている「地域循環共生圏」の考え方と方向性を同じくするものです。本計画では、この将来像を目指すべき姿（ゴール）として掲げ、そこに至る道筋として、2030年までに取り組む施策の方向を定めることとしております。

施策については、「第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と「第3章 環境分野別施策」により、推進していくこととしております。

まず、「第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」についてであります。こちらは、今回の計画で新たに設けた特徴的なものとなります。ここでは、国の第5次環境基本計画を参考に、3つの施策分野を掲げ、環境と経済、環境と農林水産業、環境と観光など、環境施策と様々な分野の施策を掛け合わせ、環境・経済・社会を一体的に向上させるための横断的施策に取り組みます。

「1 環境負荷の低減と地域経済の好循環」では、「（１）グリーンな経済システムの構築」や「（２）自然共生型産業の振興」、「（３）都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり」、「（４）豊かな環境づくりに資する科学技術の振興」により、本県の地域資源を最大限活用して経済を活性化し、環境負荷の低減と経済成長の好循環を実現します。

「2 自然と共生した持続可能な県土づくり」では、「(1) 快適で魅力あるまちづくりの推進」や、「(2) 自然と調和した歴史的文化的環境の保全と活用」、「(3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用した防災・減災」により、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた歴史・文化が共存し、気候変動に対する強靱性を有した持続可能な県土づくりを進めます。

「3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」では、「(1) 環境にやさしく質の高い生活の推進」や、「(2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実」により、人々の日常生活に環境行動が広く浸透し、自然とのふれあいを通じた持続可能なライフスタイル・ワークスタイルによる健康で心豊かな暮らしを実現します。

「第3章 環境分野別施策」につきましては、本県の環境の保全及び創造を支える基本的施策として、また、環境・経済・社会の一体的向上を環境面から実現するための基盤となる施策として、「1 気候変動対策」、「2 循環型社会の形成」、「3 生物多様性の保全・自然との共生」、「4 環境リスクの管理」、「5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」の5つの施策分野を掲げ、各種施策を推進することとしています。

なお、具体的な内容につきましては、「第1章 総論」は資料1に、「第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」は資料2に、「第3章 環境分野別施策」は資料3に、それぞれ記載しております。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、先程、御説明した右上に「議事(3) 資料」と記載のある資料の「2 スケジュール」を御覧ください。

本日、骨子案と、後程御説明いたします指標の考え方について御審議いただき、7月下旬には、本日いただいた御意見等を踏まえて、指標の具体的な内容を加えた素案について御審議いただくとともに、10月中旬の環境審議会での答申に向けて、記載のスケジュールにより、御審議いただく予定としております。

以上で、骨子案についての説明を終わります。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございました。次期環境基本計画骨子(案)について、主に資料1から3の内容について御説明いただきました。この間、委員の皆様には様々な御意見をいただきまして、それらをほとんど全て反映したような形で、今回の計画案が出ていることかと思っております。前回までに出ていたものと比べて、かなりすっきりした形になっているのではないかと思います。追加で御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思っております。

○青井俊樹委員 今回の改訂の中で横断的視点は以前は4つあったのが、今回は3つにした。中身を見ますと地域資源の活用というのが、今回は文言として消えて、1番目の環境と地域社会の施策の中に落とし込んであるという御説明でした。横断的施策の資料の中で、地域資源の活用という小見出し自体もないのですが、中にはあまり地域資源の活用の視点で書かれていないような気がします。例えば17ページの「エネルギー収支の改善・地域経済循環」の中には、地域資源が出てきますが、これは地域のエネルギー資源に特化した内容です。地域資源というのは、エネルギーだけでなく、例えば海産資源だとか、観光資源だとか、色々あるかと思えます。そういったものが読み取れないような気がするのですが、その点はいかがでしょう。色々なところに散りばめてあるのだとは思いますが。

○高橋環境生活企画室企画課長 今御指摘があった部分ですが、全体に散りばめさせていただいたというのが実情でございます、御説明のありました17ページに加えまして、例えば18ページをご覧くださいますと、先ほど青井委員の方から、観光という部分のお話もありましたが、18ページではグリーン・ツーリズムでありますとか、スポーツ・ツーリズム、あるいはフード・ツーリズムといったところ、さらには、その下には自然資本を活用した地域産業の付加価値向上。あとは、地域づくりということでありまして、19ページの(3)都市と農村漁村との連携・交流と広域的なネットワークづくりということで、こういったところに散りばめさせていただいたところが、今回の見直し内容でございます。

○青井俊樹委員 ありがとうございます。たぶんそうだと思うのですが、岩手県が地域資源をどんな風に活用しているかと一目で分かるような記載があってもいいのかなというのが、個人的な感想です。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○伊藤歩委員 まず大変忙しくて、意見を申し上げることができなくてお詫び申し上げます。追加の意見を土曜日にメール差し上げていましたので、御覧いただければと思います。今、青井委員からも御指摘ありましたが、私も地域資源という面で、例えば北上川流域の水資源が工業用水として使われているということもありますし、岩手の特徴である雪といった資源もあるので、そういったものを活用するということと、その資源をきちんと管理していくということを加えていただけないかと思えます。

また、資源とは異なりますが、環境と防災という一つの組み合わせで、防災と環境保全を両立する。例えば、湾口防波堤ができたことによって、湾内の水質が悪化しつつあるといったことですか、防潮堤を作った時の干潟の維持ですか、しっかりやっていくんだという

ことが、あってもいいのかと思いました。

もう一つ、個別のところ、県境の不法投棄についてですが、早期に回復を実現するか、再発を防止するといった記載もお願いできればと思いました。

○笹尾俊明部会長 3点ありましたが、まず事務局から、お答えいただけますでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 地域資源・自然の活用というのは、まさにおっしゃる通りでございますので、次回、そこが分かりやすく伝わるような表現に見直しさせていただくとともに、御指摘のあった事項についても追記するような方向で調整をさせていただきたいと思えます。やはり、自然環境と開発というのは、しっかりと両立してやっていかなければならないところございまして、資料3の方でも個別の環境分野の施策のところでも、その点は書かせていただいているところがございます。その辺には、意を配ってしっかりと対応させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○生田弘子委員 2点お伺いします。考え方の一つですが、再生可能エネルギーの導入というところに、太陽光、風力、中小水力等の再生可能エネルギーの導入とございます。例の3.

1 1（東日本大震災津波）の時に灯油等のエネルギーが入らずに、廃油によるBDF（バイオディーゼル燃料）の活躍がすごかったと思えます。一部では今でもBDFに対する活動が行われているわけですが、そういうエネルギーの導入についてはどういう風に考えて、この中に入れた方がいいのかということと。

もう一つ、あれだけひどい、大変なお金を使いつつ、青森県と岩手県の県境の産廃問題については、最初のうちは県民の皆様にお知らせをしていたのですが、環境審議会委員の中にも現場にも行っていない人も多かったと思えます。その現場の大変さから資源循環型社会の構築であるとか、そういったことを学んだはずですが。

そういう発生抑制であるとか、再利用であるとか、再生利用であるとかに差があるので、皆さんに呼び掛けて、そういう運動も各学校などでしたはずですが。3. 1 1のことは、そこから学んだと書いてあるのですが、産廃現場のことからもかなり学んでいます。学んだことを引き続きしていることが何かないものかと思えます。以上です。

○笹尾俊明部会長 事務局よろしくお願いたします。

○高橋環境生活企画室企画課長 私からは2点目の県境産廃の部分について、お答えさせていただきます。委員の御指摘の通り、県境産廃不法投棄問題は本県にとって大きな課題となっております。本県の歴史的な部分では、計画の中に記載させていただいておりますが、古くは旧松尾鉱山の北上川清流化もあって、本県にはそういった部分の対応をしてきた歴

史、積み重ねがございますので、そういった部分はしっかりと計画の中に書き込ませていただく方向で、素案までに調整させていただきたいと思います。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 1点目のBDFの関係であります。再生可能エネルギーの分類の中には、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどの分類がございます。BDFにつきましては、廃油ということでございますので、一部バイオマスとも考えられると思います。BDFの取組ですが、現在も行われていると認識しておりますし、この取組自体、非常に良いものだと考えておりますので、全くなくなるというものではなく、記載できるかどうかも含め、検討させていただきたいと思います。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。確認ですが、県境の記述というのは、ありましたでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 第1章の総論部分で、記載があるだけで、資料の3、すなわち施策のところ、具体的な記載がございませんでしたので、その辺りは、次の素案までに調整をさせていただきたいと思います。

○笹尾俊明部会長 何ページになりますか。4ページにありました。枕詞的な感じですね。私も長く関わっていて、重要な案件だと思いますので、何かそういう形で反映いただければと思います。ほか、いかがでしょうか。

○鷹嘴紅子委員 資料2の18ページ一番上の部分に「木材関連産業の振興」というところがございます。県の木材関係の部署の方に以前御説明いただいたときに、復興関連の木材の需要がすでに収まってきています。それによって、木材の需要はマイナスの目標になっていると。今まで、震災復興住宅関連などで木材の需要が高まって、それが全体的に木材関係の団体や企業、担い手、山、川上から川下まで、非常にいい状態だったと思います。それが、こうも落ち込むのが目に見えているわけです。お願いと言いますか、ここに書いてある文章が県営の公共施設、県公共工事での県産木材等の率先利用に努めるとともに、品質性能の確かな製品の供給体制の整備の振興を図るという風になってはいますが、さらに販路を広げていただかないことには、おそらく望む以上の方向には進まないのではないかと思います。例えば、県から、県営というよりも、公共の施設、全県、各市町村にまで広げていただき、なおかつ民間においても県で推進、推奨するような、少なくとも「県営の」という限られた言葉でなく、表現していただければ嬉しいなと思います。

○高橋環境生活企画室企画課長 本日農林水産部が出席しておりませんので、私の方から御説明させていただきたいと思います。まず、公共施設での利用、県での利用につきまして

は、計画を昨年度作って今年度から新計画がスタートして、まさに県としても率先して県産木材利用の取組をさせていただいているところがございます。委員がおっしゃられた、民間への広がりにつきまして、農林水産部とも確認させていただきながら、次回素案までに調整させていただきたいと思います。

○笹尾俊明部会長 他にいかがでしょうか。渋谷委員お願いします。

○渋谷晃太郎委員 非常にわかりやすくなったのかと思います。例えば、2章に横断的な施策を書かれていて、第3章が分野別の施策になっており、横断したものをもう一回、分解する形になっているので、書き方ですが、2章の書き方を「横断的施策」と書くのか、大きくりの話として書かないと、再掲という形になってしまふところが多くなってしまうので、その辺りは、表現の仕方だと思います。あと、脱炭素というのは初めてで、今まで低炭素とおっしゃっていたと思うのですが、一步踏み込んだということ、また、歴史文化を入れていて、新しい視点が入っているという気がしました。

もう一つ、今まさに動いている話としては、コロナの話があって、若干総論の方で触れていただいているのですが、世界的には、グリーンリカバリーとか、コロナの対策が終わったあと、経済を復活させるときに、環境面でもちゃんと持続可能な状態に持っていくような投資をしようということで、グリーンリカバリー、グリーンニューディールという言い方をしているようすけれども、そういったことが行われつつあるので、ポストコロナの頃になるのかよくわかりませんが、全体としてそういう動きがあるので、環境面でも配慮してポストコロナに行くんだということを今の時点で書かないと。あとコロナが何年続くかよく分からないですけれども、書き込んでいった方がいいのかと思いました。あと、分野別の施策のところ、まず循環型社会の形成のところでは、廃棄物、ごみはごみとしてしか見ていないということがあって、今後は循環型という以上は、資源として、ごみの処理ということではなくて、資源として使うというような姿勢を示す必要があるのかと思います。

それから3番目の生物多様性に関しては、今まさに国の方で、2020年までの計画のレビューをして、2020年以降の生物多様性戦略をどうしようかという検討が同時並行で行われているので、その内容を先取りするような形で、国の検討会の動向を見ながら、取り込んでいく必要があるのかなと思いますし、現計画の中には地域戦略が中に含まれている形になっているのですが、あまり書かれていない。むしろ本格的にやるとすれば、この計画はかなり大きくりの話になるので、地域戦略を作る方向を出していただければありがたいと思います。

5番目の社会づくりの担い手、環境教育も同じで、環境基本計画に行動計画が含まれてい

る形だと思いますが、力を入れなくてはいけない分野なので、行動計画をちゃんと作って詳細をそちらに委ねていくと。それから推進協議会を作ることができることになっているので、環境教育を進めるにあたっての推進協議会を作りますというような、前向きの構成を出していただけたらと思います。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。事務局の方いかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 様々な御意見ありがとうございました。始めに分野横断的施策の「横断的」という表現については、次回までに検討させていただきたいと思います。

そして2点目のポストコロナのお話でございますけれども、御指摘の通り、今まさに新型コロナウイルスの関係は世の中が動いているところでございまして、そういった動向を踏まえながら、計画の中に順次落とし込みをかけられればよろしいのかと思っております。また、3つ目にお話がありましたごみを資源として着目してというところは、おっしゃる通りでございます。そこも次回までに調整させていただきたいと思います。私の方から最後にお話いたしました環境教育等行動計画についてですが、今現在の考え方ということでございますが、法律に基づく計画がこちらの計画になるわけでございます。法律で求められている環境教育等行動計画で定めるべき事項ということでは、1つは環境教育と協働取組の推進に関する基本的な事項、そして2つ目としては、推進に関して実施すべき施策に関する事項、そして3点目としてその他の推進に関する重要な事項が法律に記載されているところでございまして、これら事項につきましては、環境保全及び創造に関する今回の計画、長期的な目標及び施策の方向を定める環境基本計画と方向性は一にしているものと考えているところでございます。今時点では、環境教育等行動計画については、現行通り、環境計画基本計画の第5章として整理をしていければと考える次第でございます。

○谷藤自然保護課総括課長 現在の国の生物多様性に対する国家戦略の動きを取り込むべきでないかという御意見がございました。現在、国の方では2020年のCOP15の動向を見まして、2021年に次期戦略の策定を進めていきたいということで、お話をいただいております。今の段階で自治体レベルに詳細なお話が来ている段階ではないものですから、今の現行の状況確認の上で、計画を策定していきたいと考えてございます。地域戦略も個別に策定してはどうかというお話がございました。先ほどお話がございましたが、生物多様性の保全に向けた基本的な目標ということで、環境基本計画と一体的に策定することで進めてきたところでございます。国の方と致しましても環境基本計画とか他の計画と重複するような場合、他の計画との融合、または一部として策定することも可能という形で位置付けられていますことか

ら、いずれ、県民に対して分かりやすい基本的な目標という観点で、現時点では環境基本計画の中に取り込んだ形での策定を考えているところでございます。

○渋谷晃太郎委員 基本的に今お話ありましたのは、2020年までの計画なので、これまでの生物多様性、世界的な動きもあるとのことですが、この環境基本計画全体のところで、来年新しく出るといったときに、どう対応するかと問われるわけなので、もし可能であれば、計画期間の5年や10年、その間に新しい動きが起きたときに、柔軟に対応するような文言をもう入れておくとかです。当然そうなると思うのですが、(国の戦略から)遅れてしまうので、(国の戦略が)出たときにただちに書き込むということでもいいですし、やる必要があるのかなという気がします。現行の地域戦略、生物多様性と環境教育に関しては、現行で上手くいっているという評価であればいいのですが、さらにきちんとやるという意味を出してということ考えたときには、やはり詳細の具体的な話をより詳細な計画の中にきちんと詰めて進めていくという方向性を出した方がより進みやすいのかと。県民にはこの計画には大まかな話だけを書くというのはよく分かるのですが、それ以下の細かい話まではこの計画に書けないので、しっかり分離をする方法を検討していただきたい。

○笹尾俊明部会長 事務局の方からレスポンスありますでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 現時点での考え方ということで、私と自然保護課の方から御説明をさせていただいたところでございます。今いただいた御意見につきましては、事務局で検討させていただきたいと思っております。

○笹尾俊明部会長 今の3つ目の循環型地域社会の形成に関する御質問や御意見につきまして、先日、循環計画部会がありまして、ちょうどこれと同時進行で進んでいまして、私も似たような意見をその場で述べたのですが、渋谷委員が言われているように、循環経済という考え方がヨーロッパで流行っていて、実際に実践が進みつつあって、その中で出てきたものを処理するという日本的な考え方ではなくて、いかに資源をかき集めてくるか、その時に再生資源であろうが新規資源であろうが、使えるものは徹底的に生かしていこうという発想で企画化しつつあるということで、そういう意味では、最初に青井委員が御指摘いただいた、資源の利用の面が少し弱くなったのではないかと御意見がありましたけれども、再生資源もそこに含まれる話かと思っておりますので、確かに改めて見てみると、従来の書きぶりが続く感じがするので、岩手県ならではの資源に着目して、そこを有効に活用できるような表記であり、計画ができればいいかなと私も思いますので、また事務局の方で少し練り直しを考えていただければと思います。また、循環計画部会との調整もあろうかと思っておりますので、引

き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。それから、2つ目のコロナの問題も気になつていて、意見を述べたのですが、おっしゃるように総論の方に書いていただひてるので、この問題についてきちんと向き合つて対応するといった表れかと思ひますけど、渋谷委員の方で具体的な施策のところ、例えばここに関連させて入れられるのではないか、入れた方がいいのではないか、もし現時点でお考へがあるのでしたら、聞かせていただければと思ひます。

○渋谷晃太郎委員　なかなか影響範囲が広くて、どう言つたらいいのか。例えばテレワークなんかですと、移動をしなくていいので、移動にかかる二酸化炭素が減つてゐることがあるので、そういうところは進める。一方で、在宅をしてゐると荷物・物流が増えて、そつちでは（二酸化炭素が）増えてしまつてゐる。色々なことが起きているのですが、現実的には環境はよくなつてゐる。中国では、人が動かないので、大気もよくなつてゐる。それが回復するときに今のいい状態ができるだけ維持するよふな回復の仕方を図つていく。回復をするときに、ちゃんと環境のことを考へて今のいい状態をできるだけ維持、持続可能な状態にしていくよふな考へ方をできるのかどうかです。どこにお金を投資するか、先行投資していくかというのが、ヨーロッパの考へ方で、どこにどういふ風にお金を投下する時に、環境のこともちゃんと考へて、そういう視点があるんじゃないかと思ひます。経済かもしれません。実はコロナは一か所だけでなく、色々なところに顔を出してしまう気がしてゐます。具体的にどこというのは難しいのですが、今はまだ動いてゐるので、どこにどういふ影響が出ているのかこれから分かつてくるので、今分かつてゐる範囲でも対応できることがかなりあるのかなと思ひます。全体を見ながら、環境関係のPCRなんて大変だと思ひますが、環境保健研究センターを抱えられてゐるので、そういうことも含めて、全体を見て環境面、側面から考へていかななくてはならないと思ひます。

○笹尾俊明部会長　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○伊藤歩委員　感想も含めてなんですけど、渋谷委員から御指摘のあつた担い手作り、環境学習について、私も岩手県の取組を理解してゐないところもあるのですが、情報を提供するというのが主題なのかと思ひますが、そういったものにプラスしてグループでディスカッションを世代を超えてして、それを施策の方に反映する仕組みみたいなものを作るだとか、PRといったものも組み入れていただけるといいのかと、大抵のものはここに書けないのですが、そういう場を提供するということを書いて、（担い手を）育てるのもいいのかと思ひます。ポストコロナの件ですが、それも重要だと思ひてゐます。本体はコロナなんですけど、コロナ以外に世界的な危機みたいなことが起こる場合に対してどう考へていくのかとい

う視点も必要なのかと、環境というかどちらかというリスク管理なのかもしれませんが、そういった視点も入れた方がいいと思いました。

ここからは、私の専門的なところで意見を述べさせていただきたいのですが、第2章のところに、水道とか汚水処理の話がありまして、例えば水道でいきますと、22ページで普及というよりは広域連携とか施設の維持管理等がありまして、汚水処理の方は、いわて汚水処理ビジョン2017と書かれているのですが、水道の方も新しい新しいわて水道ビジョンもありますので、こちらも記載していただいて、進めていることを加えていただきたいと思います。専門的な意見なんですけれども、気候変動対策、資源循環というところで関わってくるのですが、まずはバイオマス資源、色々あるかと思いますが、汚水処理をしたあとの汚泥ですね、下水処理のあとの水分を抜くとほとんどが有機物なので、これもバイオマスとしてとらえていただけないかなと。それから資源循環に関しては第3章の方に、建設資材として、肥料として利用する場合があると書いているのですが、有機の場合ですと、焼却して灰にしてしまう状況かなと思います。それを少しでもバイオマス資源として活用する、特に汚泥には、リンが豊富に含まれていますので、そういったものを資源として活用していくようなこともできるかなと、記載していただきたいと思います。細かい話で申し訳ないのですが、以上です。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 お話にございました一件目の環境学習についてでございますが、県の環境学習ということでは、アイーナに環境学習交流センターという拠点を設けさせていただいております。そこで情報発信・情報収集でありますとか、地域における水生生物調査など、そういう場にアドバイザーを派遣するなど、そういう取組をやっているほか、講座なども色々開催しているところでございます。それに加えまして、県独自の講座ということでも、一昨年度からいわて環境塾とあって、年6回の講座を開かせていただいております。地域での環境活動のリーダーになれるような方の人材発掘・育成という取組も行っているところでございます。これら環境学習の部分が体系的に見える書き方ができるかどうかは、次回に向けて宿題とさせていただきたいと思っております。

そして2点目にお話ございましたコロナ以外の危機の視点ですが、非常に重い御提案だと思っております。我々が環境基本計画で目指す姿は、まさにこういうものが達成できればいいなど。その中でコロナでありますとかその他の危機というものに、適宜対応していったら、目指す姿をいかに実現するのか、維持していくのかとうことになろうか

と思いますので、そういった視点をどう取り込めるかも含めて検討させていただきたいと思っております。

3点目の水道の広域連携の新しいわて水道ビジョン、昨年度県の方で策定いたしましたので、こちらの書き込みについては次回までに調整をさせていただきたいと思っております。

○佐々木資源循環推進課総括課長 下水汚泥のバイオマスの資源というのは、国の方でもそのようにとらえて記載している部分もありますので、これについては訂正の上、資源という見方で記載していこうと思います。次回までには修正して提案したいと思います。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 バイオマス汚泥の関係です。今、岩手県の都南浄化センターでバイオマスの発電をしています。汚泥を焼却する際にできた力で発電をしているという取組をしています。焼却施設のプラスチック以外のバイオマス、木くずなど植物系を燃やす部分については、バイオマスとみなされてございますので、バイオマスと汚泥、あるいは焼却、そういった関連性をある程度明記することは考えられるということですし、そういう施設が増えていくことが脱炭素に向けての取組の一つという風に考えております。

○笹尾俊明部会長 伊藤委員よろしいでしょうか。

○伊藤歩委員 リン資源という観点でいかがでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 実際にリンが入っていて、その研究も行われていて、なかなか実用化に至らない経緯を知っているのですが、そのような将来の発想として、資源回収という考えも入れていければと思います。

○笹尾俊明部会長 他にいかがでしょうか。

○生田弘子委員 お伺いします。今の伊藤委員のお話の中で、それにお答えする感じで、県の方で環境塾を県独自の事業として年6回ほど行っている。これは担い手を作るという意味で、今後継続の事業でしょうか。継続であるのであればそのように明記していただければいいのかと思います。

○高橋環境生活企画室企画課長 環境塾につきましては、一昨年度から実施しており、今年度が3年度目ということでございまして、今年度は新型コロナウイルスの感染症対策を講じながら、7月以降実施する方向で現在準備を進めております。環境塾自体の、来年度以降の継続につきましては、毎年度実施の成果を踏まえまして各年度の予算要求の場で検討していくところでございます。いずれ、環境塾のやり方がよろしいのか、あるいは環境学習交流センターの中で取り組む方がよろしいのか、事業レベルにつきましては、毎年度検証していく

ような形になりますので、全体が分かるような形で計画の中には落としこみさせていただきたいと思っております。

○東淳樹委員 自然環境と生物多様性のところなんですけれども、結論から言うと、岩手県の基本計画として、自然環境と生物多様性のところが、具体性に欠けるというイメージがあります。というのは、岩手県では農林水産業という地域産業が主力の産業かと思えます。それによって、二次的自然が健全に保たれているところがあって、そういうところで希少種がたくさん生息したり生育したりしているのですが、今岩手県で問題になっているのは、原生的な早池峰山などの原生的な自然環境の問題もそうなんですけれども、もっと広域的に、農地だとか沿岸だとか林地だとか一次産業に絡む土地の変化が、生物多様性に大きく影響を与えていると考えています。例えば第2章の17ページに自然共生型産業の振興というのがあるんですけど、環境と調和した農林水産の推進ということで、この項目は非常にいいと思うのですが、最初のところで「環境保全型農業の技術を確立し、環境保全に配慮した県産農産物の生産を促進する。」というのは、これは非常にいい試みだと思うのですが、もう一方で、第1章の6ページに生物多様性について書かれていて、「本県の現状と課題」のところで、「一方で開発による自然環境の消失や里地里山などの手入れ不足による」と書かれていますが、里地里山の手入れ不足だけじゃなくて、基本的に農林業の衰退によって、農業・林業がかなり低迷している問題があって、手入れ不足というか、産業としてかなりきつくなってきていて、放置されているといった問題があると思うんです。ここの分野は環境分野の問題だけじゃなくて、農林水産部とタッグを組んで、県内の農林業を振興していくところを計画に盛り込んだ方がいいのではないかと思います。具体的に言いますと、農林水産部とのタッグを組んで計画をもうちょっと具体的に、県内の農林水産業を盛り立てていくような、それが結果的に生物多様性につながるような、そういった道筋を計画の中に入れてもらえないかなというのが希望です。

それから、コロナウイルスのことが議論されていますけれども、第1章の2ページ目のところですが、気候変動についてCO₂の増加が気候変動に影響していると、国連の見解だとかそれを受けて国の政策がそういうことになっているということに対して、僕個人はそれに対して強い疑念を持っているので、県の基本計画の中で盛り込むことについては、個人的な見解としてはあまり賛同できないのですが、その部分は置いておいたとして、コロナウイルスのところは今回付け加えられましたが、2ページの中段より下、「新型コロナウイルスは野生動物が感染源だとみられており、地球温暖化・・・」と書かれています。コロナウイ

ルスは野生動物が感染源とみられているのは確かですけれども、本当かどうかは実際のところまだ分かっていないので、専門家の中でも人工的な人造ウイルスという見解を述べている研究者もいるくらいなので、こういった公の文章にはっきり分かっていないようなことを、「地球温暖化や自然環境の破壊による生態系の変化が新たな人獣共通感染症の発生リスクを高める懸念もある」という、これも、国立環境研究所がこういった声明を出していますが、これもとってつけたような、環境活動家が喜びそうな文言で、懸念もあるかもしれないけれど本当かどうかも分かってないという状態で概要とか総論にこういったことを載せるのは、僕は個人的にはどうかなと思います。

○笹尾俊明部会長 2点ありましたけれども、いかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 1点目の農林業の振興については、まさに環境基本計画自体が環境生活部のみならず、部局横断的に全庁的に進めるべき計画という位置づけでございますので、農林水産部と調整・連携しながら、次回素案に向けて検討させていただければと思っております。2点目のお話にございました新型コロナウイルス感染症の部分につきましては、まさに今動いているところの中で不確定情報も記載しているというのは、確かに御指摘の通りかなと思っております。その記載の部分についても、次回までに見直しをかけさせていただきたい思っております。以上でございます。

○笹尾俊明部会長 いかがでしょうか。

○青井俊樹委員 東委員の最初の方の意見に関連なんです、17ページにあります自然共生型産業振興で色々出ておりますが、農林業の衰退が色々な問題につながっているというのは、私もその通りだと思っているので。一番下に「病虫害抵抗性品種の導入や天敵・・・」と書いてあります。これはこれでいいのですが、さらに言うならば、農業を辞めてしまう人がいっぱい増えているのは高齢化もあるのですが、鳥獣被害がものすごくひどくなってきて、もうやってられないっていう方がおられるんです。ですから、できれば最後のところに、鳥獣被害に強い農林業の推進といったような項目が一つあればいいのかなと。特に岩手県の場合は、最近、シカ・イノシシが問題になっていますが、ごく最近の話なんです。西日本では、100年間ずっとイノシシを退治しながら農業を営んできたのですが、岩手ではここ10数年の話で、岩手県の農家の方っていうのは、そういう鳥獣害に対する抵抗性、ノウハウがほとんどないですし、やられっぱなしになりがちな状況に置かれているわけです。そこでやはり農家を警護して、鳥獣被害を防ぐにはこういうことをしなくてはいけないということを指導できるような、そういった農林業の推進ということを加えていただきたいと思います。

ました。

それからもう一点、18ページの一番上、先ほどの鷹嘴委員の意見に補足ですけれども、ここでは県営とか公共施設や産業分野のというように限定的に書いているのも、私も同感で、一番下の「木質燃料の安定的かつ継続的な取組を支援をする」というのは、公共施設や産業分野に限定なものなんですね。以前文書で意見聴取されたときに、私は木質資源利用のひとつとして、ペレットストーブも薪ストーブも利用促進するということが必要なのではないかと意見を出していきまして、それは採用していただいて、一番最後に出ておりますが、ここでも公共施設とか県営ということが出てくるのであれば、民生分野での、要するに個人レベルでの導入・利用の促進を支援するといったスタンスにしていただきたいなと思います。実際市町村によっては、薪ストーブ導入に補助金を出しているところも既にあるわけです。県全体の計画としてもそんなところにも触れておいて欲しいと思いました。以上でございます。

○高橋環境生活企画室企画課長 いただいた御意見につきましては、次回、素案に向けて農林水産部などとも調整をさせていただきたいと思っております。また、木材の部分につきましては、色々なところに散ってしまっているのかと改めて思ったのですが、例えば資料2の26ページ「低炭素で健康な住まい」というところにも、「省エネ基準を満たし、県産木材を活用」したということで、もちろん民生部門での活用も必要になってくると思いますので、こういった部分の記載についても、次回までに整理をさせていただきたいと思います。

○笹尾俊明部会長 他にいかがでしょうか。

○鷹嘴紅子委員 再生可能エネルギーとグリーンインフラ、山地災害を未然に防ぐためのそういった取組というのが、一部相反するものでないかと思います。ですから、こっちを推進すれば、こっちはその分のダメージが出てくるというような、矛盾みたいなものが部分部分であるような気がします。その辺りについて、一回簡単に整理していただければ非常にありがたいなと思います。太陽光発電ソーラーシステムを設置して土砂災害がありました。再生可能エネルギーがどんどん導入されてから、さほど年数が経ってなくて、それに伴って、台風などが来たときに山地災害を起こす可能性が出てくるのではないかと。そんな気がします。

○笹尾俊明部会長 大変重要な指摘なんですけど、どこで折り合いをつけるかと、お答えが難しいかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 太陽光発電の建設途中で雨が降って川が土砂で汚れる、そういう新聞報道などを目にするがありますが、確かに太陽光発電を

大規模に建設する場合には、その地域の森林資源の一部を伐採してしまうといった問題が今発生しているところでございます。やはりこういった再生可能エネルギーの設備を導入するには、地元の皆様の御理解、あるいは自然環境との調和が非常に重要なものだと思っておりますので、何が何でも導入するというものではないと意識しているところでございます。

○鷹嘴紅子委員　やはり、行きつくところは東委員さんや青井委員さんのように、結局、林業とか経営がうまく成り立たなくて、決して安易ではないと思うのですが、借地してしまう。放置森林を借地して収入を得る。そういった方向に流れているのではないかという気がするんです。行きつくところは、経営的に成り立つようなそういう岩手の産業化を考えなければいけないのかという気がします。

○黒田環境保全課総括課長　林地開発のみならず、大規模開発につきましては、国の方も環境アセスメントの法律を作っております、こちらの方で対応する形になっておりました。今般お話いただいた太陽光発電につきましては、今回、国の方も4月から法改正で取り込むことになりましたし、併せて県の方も開発については条例の方で、国は一定規模、その下ぐらいの規模感は県の条例でというような形で対応して、環境アセスメントを進めることになってきておりますので、御懸念の内容はあると思いますけれども、太陽光のみならず、林地開発については、一定のアセスメントでしっかり見ていくという体制がとられつつありますので、今後そういったところで対応できるかと思えます。記載に関しては、企画課長とお話ししながら進めたいと思えます。

○笹尾俊明部会長　ありがとうございました。他はいかがでしょうか。

○生田弘子委員　資料2の24ページ食品ロスの削減というところですが、食品ロスの件については心を痛めております。この文言の中で「家庭などにおける」という、そこだけに限っていいのでしょうか。というのは、コンビニ等では余ったお弁当をばんばん捨てている、知り合いの者がコンビニの店長をしているものですから、悲しくなると、泣きながら捨てると言っていました。そういった物のロスが多いわけなのですが、この文言を「家庭など」と限っていいのかと単純に思いました。その辺はいかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長　委員がおっしゃった通り、食品ロスの取組につきましては、家庭のみに限ったものではございませんで、中ほどには外食という表現も使わせていただいておりますが、県では外食部分では、「30・10運動」ということで、食品ロスの取組も行っているところでございまして、決して家庭に限定した取組ではございませんので、その記載部分については、次回までに検討させていただければと思います。ありがと

うございます。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○渋谷晃太郎委員 先ほどのいわゆるトレードオフ問題ですが、同じ環境のことをやっても、どちらかに影響が及んでしまう例が多いのですが、もう一つ横断的な施策を行うことによって、相乗効果が生まれる場合もあるわけで、相乗効果を高める方法で、いわゆるトレードオフ問題が起きないように自策して、相乗効果を高めるといった考え方をどこかに盛り込んでいただけると、全体の方向性としてこういう考え方でやりますと示していただけるとありがたい。

○高橋環境生活企画室企画課長 今言われたことは、まさにおっしゃる通りでございます。今も記載の部分では資料1の14ページでございますけれども、横断的施策の説明の部分の中で、2行目以降、「1つの施策を実施することでより多くの複合的課題に対応することが可能となり、相乗効果が生まれる」とさらりと書いてあるところがありますけれども、この辺りの部分がしっかりと伝わるような書きぶりに見直しをさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○笹尾俊明部会長 他にいかがでしょうか。

○東淳樹委員 第2章の17ページのエネルギーですが、「地域資源の好循環に向け、水素の利活用を推進する」と書かれていまして、それに対応して、第3章の32ページで「水素の利活用の推進」と書かれているのですけれども、これまであまりに岩手県で水素を活用した取組というのを積極的に推進していると認識していなかったんですけれども、僕のイメージでは、自然再生エネルギーとしての水素というのは、非常に効率が悪いと聞いていて、岩手県で水素を利活用するとなった経緯を教えてください。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 水素の利活用の部分でありますけれども、確かに岩手県で水素の利活用で具体的に馴染みのものがあるかと言いますと、今はまだ何もないということでございます。昨年度策定しましたいわて県民計画の中に水素の利活用が11のプロジェクトの一つとして掲げられているところでございます。再生可能エネルギーで発電した電気を通常であれば送電線に乗せて使うということですが、例えば太陽光発電がある程度増え、その電気を使わないといった状況があった時にその一部を水素に活用できると、水素にして貯めて必要な時に使うことが可能である、ということもあって、水素のプロジェクトがスタートしたところでございます。全国的にも水素ステーションとか水素で走る燃料電池自動車の普及は、まだ十分ではないというところでありますが、今後そういった

水素の利活用というのは増えていくものではないかと考えているところでございます。

○東淳樹委員 太陽光発電パネルだったり、自然再生可能エネルギーのことについて、今回計画の中に「自立・分散型を目指す」、そういった文言が盛り込まれたのは、非常に良かったのかなと思います。自立・分散型なんですけれども、自立・分散型であっても、結局電力会社に売電するような形での自立・分散型であればあまり意味がなくて、それを地域だったり、集落だとか小さな単位で分散していく、売電ではなくて、本当の意味での分散型・自立型を目指してもらいたいと思います。今回の計画の中に細かくは盛り込めないと思うのですが、今後の方針としてそういう風にしていってもらいたいと思います。そうなった場合、規模的にはメガソーラーみたいな形であったり、ウィンドファームみたいに大規模な開発ではなくて、小規模な林地だったり農地だったり、虫食的になっていくと思うんですね。その場合は、アセス的にもあまり影響がないということで、乱立する可能性があるんですけども、小規模にして電力を売る形になると全く意味がないので、そのところは厳しく岩手県では、きちんと地域・集落で利用するということを明記してもらえるとありがたいと思います。

○笹尾俊明部会長 いかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 太陽光発電で自立・分散型ということで、例えば災害が発生したときに、単純に太陽光パネルで送電している場合は、地域にとっては停電しても何のプラスのメリットはないため、太陽光発電と蓄電池など、災害時に電力を作れるような形での組み合わせを作って様々な施設に設置するような取組を行ってございます。そういった施設については、災害時避難所として御提供・供給ができていますので、太陽光発電で発電した電気をその周辺で使えるという施設を増やしていくということは非常に重要な取組であると考えているところでございます。

○笹尾俊明部会長 時間の方が大分過ぎておりますので、資料1から3について、御意見は以上でよろしいでしょうか。もし追加であれば、いつまででしたら、お答えを頂けるとかありますか。

○高橋環境生活企画室企画課長 これから素案の取りまとめということで、随時部会の方で御意見をいただく機会がございますけれども、例えば、今週いっぱいということで委員の皆様から何か、現段階での御意見がございましたら、担当の方までメールで御意見いただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。本日の意見を踏まえまして、事務局の方で案を

修正していただくということで、追加で他にありましたら、今週いっぱいでしたら、大丈夫ということですので、事務局の方にお送りいただければと思います。それでは、資料4の方が残っておりますので、資料4についての説明を事務局からお願いいたします。

○高橋環境生活企画室企画課長 お手元の資料4「次期岩手県環境基本計画における指標設定について」ということで、ご説明をさせていただきたいと思います。

本日の部会では、次期計画に定める指標の考え方をお示しし、委員の皆様にご議論・御意見をいただき、それを踏まえて、次回の部会において指標と目標値をお示ししたいと考えております。

「1 これまでの指標設定」についてでございますが、第1次計画では57指標、現行の第2次計画では90指標を設定してきたところでございます。

「2 他県の状況」について、東北各県の状況についてでございますが、青森県、秋田県、宮城県では、施策の柱や重点プロジェクトごとに指標の絞り込みがされており、山形県と福島県では、施策の柱ごとに指標を設け、指標数が多くなっております。

「3 次期環境基本計画の目標設定」の(1)でございますが、計画の進捗状況を評価するという目的を踏まえ、①環境の状況と目標(目指す姿)の達成状況を示す総合的指標、②施策の実施状況を示す施策推進指標の2層構造とさせていただきたいと考えております。

それぞれの指標についてでございますが、「(2)総合的指標」につきましては、環境基本計画は、環境施策の大綱的性格を有するものであり、また、各環境分野では、例えば地球温暖化実行計画などの個別計画において詳細な目標と指標体系を有していることから、より大きな方向性を示す指標として、総合性・代表性の高い指標を基本に、比較的少数に絞りたいと考えております。具体的には、「ア 横断的施策」におきましては、環境と社会経済の関係を端的に表す指標とし、一方で、目標値については、横断的施策以外の影響が大きく、設定が困難であるため、毎年度の進捗管理に際し実績値を把握する指標(モニタリング指標)としたいと考えております。

指標例としましては、A3の別表1の右側に記載しておりますが、環境と経済の好循環では、環境負荷と経済成長の分離度合いを示すデカップリング指標である「炭素生産性」を、持続可能な県土づくりでは、毎年度実施している県民意識調査における「自然が守られていると感じている人の割合」や「地域の歴史や文化に誇りを感じている人の割合」を、健康で心豊かな暮らしの実現では、同じく県民意識調査における「自然に恵まれている人の割合」や「住まいに快適さを感じている人の割合」を例示しております。

また資料4の裏面を御覧いただきまして、「イ 環境分野別施策」におきましては、環境基本計画の上位計画である「いわて県民計画（2019～2028）」に定める幸福関連指標や具体的推進方策指標から採用することとし、現在、この目標値は2022年度までしか設定されておりませんが、環境基本計画を強力に推進する観点から、これを延長し、2030年までの目標値を設定したいと考えております。

指標例としましては、A3の別表1の右側下の方になりますが、気候変動対策では、「温室効果ガス排出削減割合」や「再生可能エネルギーによる電力自給率」を、資源循環では、「一般廃棄物の最終処分量」や「一人1日当たり家庭系ごみ排出量」を、以下、裏面に記載のとおりであります。各施策の柱ごとに、指標を例示しております。

資料4裏面にお戻りいただきまして、「(3) 施策推進指標」につきましては、主要な施策の方向ごとに、「いわて県民計画（2019～2028）」の具体的推進方策指標や、地球温暖化実行計画などの個別計画の指標から、主要な施策の方向ごとに3から5程度の指標を設定することとし、全体の指標数を圧縮するとともに、その目標値については、目標年次を含め、既存の計画における目標値としたいと考えております。指標例につきましては、別表2に記載のとおりでございます。

これら指標の見直しを行うことにより、総合指標15程度、施策推進指標30程度に整理し、全体として現行計画の90指標から半数程度としたいと考えております。

以上で、指標設定についての説明を終わります。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。今の御説明に関しまして、御意見・御質問等ございましたらよろしく願いいたします。基本的には、現行の指標は減らしてということです。

○渋谷晃太郎委員 指標を代表的なものに減らしていくという考え方はいいと思います。その代表するものはなにかということが大事で、この指標ですと、一番下の「資源循環」なんかをみると、さっき申し上げたのですが、ごみとしか物を見ていないからこういう結果になるので、再資源化とか資源として物を見る、これからの長期的に見るには再資源化率についてどういう風に対応するか分からないのですが、いるのかなと思いますし、次のページの生物多様性に関して、イヌワシは北上高地全体をカバーするので、岩手全体をカバーできるんですけど、ハヤチネウスユキソウは早池峰しか対象にならないので、県を代表するような指標になりにくいのかなという気がするのですが、県を全体を見たときに生物多様性の指標として何がいかってすぐに思い浮かばないんですけど、そういう代表的なものを入れて県の全

体の生物多様性を計るといふようなそういう考え方をとっていった方がいい気がします。

○笹尾俊明部会長 御意見でしたが、いかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 今回はあくまでも例示ということで考え方をお示したところでございまして、本日委員の皆様からいただいた御意見を踏まえながら、次回に向けて検討を進めたいと思っております。そういうところの中で一つの目安として、横断的施策の部分につきましては、県民計画、上位計画のところの幸福関連指標で、すでにオーソライズされている指標を例示させていただいたところでございますので、そういった部分を踏まえながら、次回までに具体の指標については整理をさせていただきたいと思っております。

○笹尾俊明部会長 他にいかがでしょうか。

○伊藤歩委員 全体的に指標の数はどれぐらいになるのでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 例えば指標のはまり方ということでは、資料3をお開きください。A3でお示ししております総合的指標は、29ページの表だけ書いてある「指標」というところに、例えば今回例示しているところだと、「温室効果ガス排出削減割合と再生可能エネルギーによる電力自給率」ということで、代表的な指標として総合的指標が入ることになります。一方で別表2にお示ししているものについては、資料3の53ページ「施策推進指標一覧」という形でそれぞれの分野ごとの指標を最後にまとめる形で整理をかけたと思っております。ということが記載になりまして、全体数としては、総合的指標が15程度、施策推進指標が30程度にまとめるというイメージで考えております。

○伊藤歩委員 資料2の方には、特に推進指標はないということですか。資料2は総合指標だけで、資料3は総合的指標と施策推進指標ということですね。

○高橋環境生活企画室企画課長 そういうことでございます。

○伊藤歩委員 それで、どれぐらいの数になるのでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 総合的指標が第2章、第3章合わせて15程度、施策推進指標については、第3章で30程度で、合わせて45程度と考えております。

○伊藤歩委員 分かりました。ありがとうございました。

○笹尾俊明部会長 他にいかがでしょうか。私から1点。環境分野別施策のところ、資源循環について先ほど渋谷委員から御指摘がありましたけれども、それに加えて、今の指標の例として一般廃棄物だけが出ているのですが産業廃棄物も入れられたらいいのではないかと、循環型社会推進計画の中にも入ってくるのではないかと思います。

○高橋環境生活企画室企画課長 ありがとうございます。そちらにつきましても、次回指標

をお示しする際に本日の御意見を踏まえまして、なかなか指標を絞り込む中で何を代表的な指標にするかと難しい部分もありますので、その辺りを改めて考え方を整理して、お示しをさせていただきたいと思えます。

○笹尾俊明部会長 ほかにいかがでしょうか。

○伊藤歩委員 これまでの指標と新しい指標の対照表みたいなものを図式化していただけるといいのかと。

○高橋環境生活企画室企画課長 わかりました。次回指標をお示しする際に、対照表という形で整理をしたいと思えます。

○笹尾俊明部会長 こちらの方も今すぐにということがなければ、今週いっぱいであれば事務局の方で対応してくれるということでよろしかったでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 そういう形であればと思えます。こちらの部分、いずれ本文も指標も全庁的な調整ということで、作業が入る部分もございますので、次回の素案までに間に合うか、あるいは、引き続き継続してご検討いただく中で、いずれ対応するような形で整理をさせていただきたいと思っております。

○笹尾俊明部会長 今日は全体の細かいところ、指標の立て方ですとか、数とか体系的なところについて、共通認識していただければと思えます。それについてはよろしいでしょうか。個々の具体的な指標については、次の会議でということになります。

それでは、特にないようですので、先ほどの第1章から第3章と合わせまして、今週いっぱい、事務局の方にあれば送付いただければと思えます。

それでは、「3 その他」に入りたいと思えます。まず、委員の皆様から何かありますでしょうか。事務局の方はいかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 次回の部会開催の日程についてでございますが、途中で説明させていただいたところでございますが、今回は7月下旬を予定しているところでございます。具体的な日程につきましては、後程あらためて委員の皆様にお伺いしたうえで調整・決定させていただきたいと思えますので、よろしくお伺いしたいと思えます。その他は特にございません。

○笹尾俊明部会長 ありがとうございます。それでは沢山の御意見・御質問ありがとうございました。お疲れ様でした。

以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。ありがとうございました。